告示

○中央選挙管理会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年四月四日　　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　平成28年７月10日執行参議院比例代表選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,200万円

3　報告書の要旨

候補者氏名	石橋　通宏	参議院名簿届出政党等	民進党	平成28年6月1日から平成28年11月30日まで　第３回分
出納責任者氏名	中島　豊一			

収入

主たる寄附

（氏名）（団体名）	（職業）	（寄附額）
		円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		0
今回計		0
前回計		11,170,000
総計		11,170,000

支出

（費目）	（金額）	
人件費	0	（0）
家屋費	0	（0）
選挙事務所費	0	（0）
集合公場費	0	（0）
通信費	0	（0）
交通費	0	（0）
印刷費	0	（0）
広告費	0	（0）
文具費	0	（0）
食糧費	0	（0）
休泊費	0	（0）
雑費	55,979	（0）
今回計	55,979	（0）
前回計	11,009,533	（0）
総計	11,065,512	（0）

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年３月10日	第３回報告分

備考　支出の各欄ごとの（　）内は、専ら公職選挙法第49条の２の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出を外書として記載したものである。

○法務省告示第百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月四日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

金城重機株式会社	千葉県松戸市高塚新田五百十二番十九	建設機械施工
世新建設運輸株式会社	地神奈川県横浜市泉区和泉町二千五百八十番二	建設機械施工

○法務省告示第百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月四日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社レーベンコミュニティ	東京都豊島区池袋二丁目十三番十八号	グビルクリーニング

○法務省告示第百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月四日　　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

間口東海株式会社	号大阪府大阪市港区海岸通一丁目五番二十九	食品倉庫の温度管理・品質管理